作成例１４-２（新制度移行園）

○ ○ ○ 幼 稚 園 園 則

 第１章 総 則

（目 的）

第１条 この幼稚園は、教育基本法及び学校教育法に従い、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

（名 称）

第２条 この幼稚園は、○○○幼稚園という。

（位 置）

第３条 この幼稚園は、埼玉県○○市○○町○丁目○番○号に置く。

（入園資格者）

第４条 この幼稚園に入園できる者は、満３歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。

 第２章 保育年限、保育時間、保育期及び休園日

（保育年限）

第５条 この幼稚園の保育年限は次のとおりとする。

 ５歳児 １年 ４歳児 ２年 ３歳児 ３年以上

（保育時間及び保育週数）

第６条 １日の保育時間は原則として４時間とし、年間保育週数は３９週以上とする。

ただし、季節によって多少変更することがある。

（保育期）

第７条 １年を次の３保育期に分ける。

 第１保育期 ４月１日から ８月３１日まで

 第２保育期 ９月１日から１２月３１日まで

 第３保育期 １月１日から ３月３１日まで

 （注）「保育期」のかわりに「学期」としても差し支えない。

（休園日）

第８条 この幼稚園の休園日は、次のとおりとする。

 １ 土曜日、日曜日

 ２ 国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日

 ３ 夏季休業 ○月○日から○月○日まで

 ４ 冬季休業 ○月○日から○月○日まで

 ５ 春季休業 ○月○日から○月○日まで

 ６ 開園記念日 ○○月○○日

 ７ 埼玉県民の日 １１月１４日

 ８ その他園長が必要と認めたとき

 第３章 保育内容、収容定員、学級及び教職員組織

（保育内容）

第９条 この幼稚園の保育内容は、次のとおりとする。

 健康、人間関係、環境、言葉、表現その他園長が必要と認めたもの。

 （注）保育内容は学校教育法施行規則第３８条の規定により、幼稚園教育要領によ ること。

（収容定員）

第１０条 この幼稚園の収容定員は○○人とする。

（教職員組織）

第１１条 この幼稚園に次の教職員を置く。

 １ 園 長

 （２ 教 頭）

 ３ 教 諭 ○○人以上

 ４ 養護教諭 ○○人

 ５ 園医、歯科医及び薬剤師 各１人

 ６ 事務職員 ○○人

２ 前項において、特別の事情があるときは、教諭のうち学級数の３分の１の範囲内で、専任の助教諭又は講師をもって、これに代えることができる。

３ 園長は、園務を処理し、所属職員を指揮監督する。

 第４章 入園、退園、休園、修了及びほう賞

（入園許可）

第１２条 入園については、園長の許可を要する。

（入園申込）

第１３条 入園しようとする者の保護者は、本園所定の申込書等に入園手数料○○円を 添えて園長に提出するものとする。

（入園手続）

第１４条 入園を許可された者の保護者は、本園所定の書類に入園料を添えて、入園手続の際提出しなければならない。

（休園、退園）

第１５条 休園又は退園しようとする者の保護者は、その理由を具して、保護者から園長に届け出るものとする。

第１６条 園長は、伝染性疾患に罹る又はそのおそれのある園児の保護者に対し、その園児を休園させるよう命ずることができる。

（修了証書）

第１７条 この幼稚園所定の保育課程を修了した者には、修了証書を授与する。

（ほう賞）

第１８条 心身の発達著しく、他の園児の模範となる者は、これをほう賞する。

 第５章 園児納付金

（園児納付金）

第１９条　保育料は、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して園児が居住する市町村が定める額（○○，○○○円以上の階層区分に該当する場合は○○，○○○円）を指定の期日までに支払わなければならない。

（注）経過措置の適用により、上位の階層区分について、園児が居住する市町村が定

 める額よりも低い保育料を設定する場合には、その旨も明記する。

２　前項に掲げるもののほか、次に掲げる費用のうち、入園料については○月○日までに、その他の費用については指定の期日までに納付しなければならない。

入園料（具体的な名目を明示） ○○，○○○円

　　　　　　（例：受入準備費、施設整備費及び研修充実費等）

施設設備費 月額 　　　　　　　　　　　○，○○○円

研修充実費　月額　　　　　　　　　　　　○，○○○円

施設維持費　月額　　　　　　　　　　　　○，○○○円

教材費 　　月額 　　　　　　　　　　　実 費

 絵本代 　　月額 　 　　　　　　　　　　実 費

（注）保育料の上乗せ徴収又は入園受入れの準備に要する費用として入園料を徴収す

 る場合には、実際の使途に見合った具体的な名目や内訳金額を明示して保護者

 へ説明し、同意を得ること。

（納付金の減額又は免除）

第２０条 園児納付金については、特別の理由があると認められる場合は、別に定める減免規程により、減額又は免除する。

（納付金の不還付）

第２１条 既納の園児納付金は返還しない。

 ただし、特別な理由がある場合は、その全部又は一部の額を返還することができる。

 第６章 雑 則

第２２条 この園則の実施に必要な細則は、園長が別に定める。

 附 則

 この園則は、平成○○年４月１日から施行する。

　　　　附　　則

 この園則は、〇〇年４月１日から施行する。ただし、〇〇年度からの新入園児に係る入園料については、〇〇年１１月１日から施行する。